

平成25年7月30日

総務大臣
新藤義孝 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照

答 申 書

平成25年5月7日付け諮問第3057号諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、接続料規則の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

「接続料規則の一部を改正する省令案」に対する意見及びその考え方

意見	再意見	考え方
<p>意見 今後、他の機能において廃止される機能の調整額相当を別の機能に算入する場合には、認可申請前に競争事業者への影響を十分検証し、その結果を踏まえその都度慎重に判断することとし、このような特例措置が常態化することのないようにすべき。</p>	<p>再意見</p>	<p>考え方</p>
<p>○ 今回、平成 26 年度における NGN の中継局接続機能に係る接続料原価に、改正前の地域 IP 網の中継局接続機能に係る調整額を加えて算定することができるよう省令案に規定されていますが、本措置については、あくまで「地域 IP 網に係る機能と同様の接続が NGN においても引き続き利用できる」かつ「二つの機能を利用する接続事業者に実質的に変わりがない」という特殊な状況下においてのみ採られる例外的な措置と認識しています。</p> <p>本来、接続料については、当該機能に係るコストのみを原価に算入し機能ごとに算定するものであり、当該機能の調整額相当を別の機能の原価に算入することは認められるものではないことから、機能の廃止を理由にこのような措置が採られることが常態化しないようにすべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ 今回の省令改正案は、平成25年度接続料の認可申請の際に、NTT東・西より、接続料規則第3条ただし書に基づき、地域IP網の中継局接続機能に係る平成25年度の調整額相当額をNGNの中継局接続機能に係る接続料原価に加えて接続料を算定する旨の申請が行われ、認可されたことを踏まえ、</p>	<p>○ 現行の接続料算定の方法では、過年度のコストの未回収及び過回収が構造的に発生します。今回、地域IP網の收容局接続機能の一部及び中継局接続機能が廃止されることに伴い、その調整額を移行先であるNGNの收容局接続機能及び中継局接続機能の原価に加えて接続料の算定を行うことは、適正なコストの反映を図る観点から必要な措置であり、こうした考えに則った今回の接続料規則の改正は適切なものと考えます。</p> <p>今後も、同様の事象が発生した場合には、同様の整理を図ることが適当と考えます。</p> <p>(NTT 東西)</p>	<p>○ 地域IP網の中継局接続機能は、NGNの中継局接続機能に移行され、地域IP網の当該機能が廃止されたことに伴い、本来、地域IP網の当該機能の接続料原価に算入される調整額は、算入する対象が無くなることとなる。</p> <p>今回の地域IP網の中継局接続機能の廃止では、利用者及び接続事業者が地域IP網からNGNにそのまま移行することとなるものである。また、地域IP網の中継局接続機能はNTT東西が相互に利用しているところ、これはNGNにおいても同様の状況となっており、二つの網において接続事業者の異同がない。このため、NGNの中継局接続機能に係る接続料原価に、改正前の地域IP網の中継局接続機能に係る調整額を加えて算定することは、NGNの接続料を通じて地域IP網の調整額の公正妥当な負担を実現することができるものであり、適正なものとして認めることができるものと考えられる。</p> <p>平成25年3月29日付け当審議会答申(「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更(平成25年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定)」)に示したとおり、接続料は接続料規則に基づき機能ごとに算定されるも</p>

地域IP網に係る中継局接続機能の廃止、及び平成26年度においてそれに係る調整額相当をNGNに係る中継局接続機能の接続料原価に加算できるよう規定するものと理解しております。

上述のような、他の機能において廃止される機能の調整額相当を別の機能に算入する等、当該機能に係るコスト以外のコストが接続料原価に算入される申請があった場合は、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方(平成25年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定)」(平成25年3月29日答申)において、

「接続料は接続料規則に基づき機能ごとに算定されるものであり、当該機能に係るコストのみが接続料原価に算入されるものであることから、原則として、廃止される機能の調整額相当を別の機能の原価に算入することは認められるものではない。

今後、接続料規則第3条ただし書に基づき、同様の措置を行うことについての許可申請が行われる場合には、今回の場合と同様、当該機能間の関連性や利用状況等を踏まえ、個別に適否を判断することとなる。」

と示されているとおり、認可にあたっては競争事業者への影響を十分検証し、その都度慎重に判断すべきと考えます。

(KDDI)

- ■ 地域IP網の中継局接続機能のアンバンドル機能からの削除について
(接続料規則(平成12年郵政省令第64号)第4条の表6の2の項関連)

平成25年3月29日付けの「東日本電信電話株

のであり、当該機能に係るコストのみが接続料原価に算入されるものであることから、原則として、廃止される機能の調整額相当を別の機能の原価に算入することは認められるものではない。

今後、接続料規則第3条ただし書に基づき、同様の措置を行うことについての許可申請が行われる場合には、上記答申の際と同様、当該機能間の関連性や利用状況等を踏まえ、個別に適否を判断することとなる。

式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成 25 年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定）」の答申※にもありますように、アンバンドル機能からの削除等の場合には、本事例と同様な整理となることを基本とせず、市場動向、競争環境、接続料水準等の状況を踏まえた検証を行い、慎重な判断のもと、適切な適否の判断をしていただきたいと考えます。

<※答申 考え方1の抜粋>

接続料は接続料規則に基づき機能ごとに算定されるものであり、当該機能に係るコストのみが接続料原価に算入されるものであることから、原則として、廃止される機能の調整額相当を別の機能の原価に算入することは認められるものではない。

今後、接続料規則第3条ただし書に基づき、同様の措置を行うことについての許可申請が行われる場合には、今回の場合と同様、当該機能間の関連性や利用状況等を踏まえ、個別に適否を判断することとなる。

(イー・アクセス)